

**平成 30 年度 四国中央市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
<第2回会議録>**

**日 時 平成31年2月18日(月) 午後 2 時 00 分～
場 所 四国中央市役所 庁舎棟5階 大会議室**

四国中央市 市民部 国保医療課

平成 30 年度第2回 四国中央市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1. 開催の日時及び場所

平成 31 年 2 月 18 日(月) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
四国中央市役所 庁舎棟 5 階 大会議室

2. 出席委員及び関係者氏名

(1)出席委員

渡邊 左千夫、藤田 昌子、近藤 菊子
加地 信彦、野村 信治、種田 爲重
受川 眞二、高橋 厚德、石川 剛
林 賢二郎、谷口 和也

(2)欠席委員

大西 国隆、石川 洋三、井原 ハツエ

(3)関係者

副市長 坂上 秀樹
市民部長 大野 育雄
国保医療課長 細川 哲郎
課長補佐 福田 幸児
課長補佐 庄司 宗和
係長 尾脇 愛
(書記)井川 和也

----- 会 議 の 状 況 -----

(1)開会

(2)会長あいさつ

(3)委嘱状交付式

(4)副市長あいさつ

(5)副会長の選任

(6)開議宣言

(7)会議録署名委員の指名について

(8)報告・議事

(諮問事項)

①四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

(報告事項)

①平成 31 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について

②平成 31 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

③平成 31 年度における国民健康保険制度の主な改正について

④平成 31 年度四国中央市国民健康保険事業実施計画(案)について

⑤その他

(9)閉会

●事務局

ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから平成 30 年度第 2 回四国中央市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の委嘱状交付式及び平成 30 年度四国中央市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めさせていただきたいと存じます。

議事に入るまでの間、私、細川が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、高橋会長より招集のごあいさつをお願いいたします。

(高橋会長あいさつ)

ありがとうございました。

○委嘱状交付式

それでは、今回は新しく当協議会委員になられた方が 1 名いらっしゃいますので、坂上副市長より委嘱状を交付させていただきたいと思えます。石川 剛様、前の方へお進みください。

(副市長より委嘱状を交付)

それでは新委員の方よりごあいさつをお願いいたします。
ありがとうございました。
続きまして、坂上副市長がごあいさつを申し上げます。

(副市長あいさつ)

ありがとうございました。ここで、坂上副市長は公務のため、退席いたしますのでご了承願います。

(副市長退席)

○副会長の選任

現在、委員改選に伴い、副会長が不在となっておりますので、副会長を選任いただきます。

選任方法につきましては、国民健康保険法施行令第 5 条に基づき、公益代表委員の中から選出することとなっております。

公益代表の委員の方を推薦、または自薦される方はいらっしゃいますか。

なければ、事務局案として公益代表委員の中から推薦させていただき、ご審議をお願いするということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、副会長に事務局案として、市議会総務市民委員会委員長の石川 剛委員をご推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。新副会長は石川 剛委員に決定させていただきます。石川委員、副会長の席にお願いします。それでは、新副会長よりごあいさつをいただければと思います。石川 剛委員、お願いします。

(新副会長あいさつ)

ありがとうございました。

それでは、皆さま、よろしく願いいたします。

本日の会議は、お手元に配布しております運営に関する協議会資料に基づき進めさせていただきます。

なお、本日の出席委員は14名中11名でございます。

大西国隆委員、石川洋三委員、井原ハツエ委員より、欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

また、委員定数の半数以上の出席がありますので、四国中央市国民健康保険条例施行規則第5条第1項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

これからのちの日程につきましては、四国中央市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、高橋会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、高橋会長よろしく願いいたします。

●議長

それでは、ただいまから四国中央市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

日程第7 会議録署名委員並びに書記の指名につきましては、会議録署名委員に渡邊左千夫委員と種田爲重委員を、書記に事務局の井川和也君を指名いたしますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程第8 諮問事項1「四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

●議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ありませんか。

(質疑・応答)

●委員

賦課限度額の改正とのことだが、金額はどのように算出しているのですか。

●事務局

国の政令の改正に基づき、条例で規定します。

●議長

ご意見・ご質問がないようですので、以上で質疑を終わります。

諮問事項1「四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」を呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。よって諮問事項1「四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は原案のとおり了承し、答申することに決定しました。

次に、報告事項1「平成31年度 四国中央市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

●議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ありませんか。

(質疑・応答)

●委員

4月から延滞金等の徴収強化をしていくとのことだが、詳細を伺いたい。

●事務局

今年度までは、延滞金の徴収より、国民健康保険料の本料を優先的に徴収していました。来年度から各部局で徴収強化をしていくことから条例の規定に基づいて、4月から延滞金の徴収を強化していくこととなりました。

●委員

納めていない方はどのくらいいるのですか。

●事務局

国民健康保険料を納めていない方には資格証明書を、または短期被保険者証を発行しています。

平成30年10月末現在で、資格証明書発行世帯は230世帯で、短期被保険者証発行世帯は323世帯です。

資格証明書及び短期被保険者証の交付件数は、徴収強化によって、年々減少傾向となっています。

●委員

納める資力があるのに納めていない方にはどうしているのですか。

●事務局

財産調査をして差押予告を送付し、それでも納めて頂けない方には差押を行っております。

また、低収入の方は所得の申告をしていただくことで、所得に応じて法定軽減を受けることができる場合がありますので、申告をすることでメリットもあろうかと思えます。

●委員

その所得申告のことは、市民のみなさんは知っているのですか。

●事務局

市からも郵送などで勧奨は行っていますが、郵便物をご覧にならない方もいらっしゃると思えますので、窓口などで広く説明をさせて頂いております。

●委員

資格証明書及び短期被保険者証交付数は減っていると言ったがどのくらい減ったのか。

●事務局

平成28年度から差押を執行しており、収納率も7年連続で上昇しており、件数は、短期被保険者証交付が平成30年10月末で前年度月比から126減少しています。

●議長

ご意見・ご質問がないようですので、以上で質疑を終わります。

次に、報告事項2「平成31年度 国民健康保険事業納付金及び標準保険料率について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

●議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ありませんか。

(質疑・応答)

●委員

被用者保険の代表としては、現状では多くの健保組合が赤字状態にあり、解散する組合も少なくありません。医療保険を取り巻く状況は、今後益々厳しくなるということを、質問ではありませんが参考意見として言っておきます。

●事務局

国費の拡充というものが、国民健康保険にしても社会保険にしても一つのキーワードではないかと思えます。

●議長

ご意見・ご質問がないようですので、以上で質疑を終わります。

次に、報告事項3「平成31年度における国民健康保険制度の主な改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

●議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ありませんか。

(質疑・応答)

なし

●議長

ご意見・ご質問がないようですので、以上で質疑を終わります。

次に、報告事項4「平成31年度 四国中央市国民健康保険事業実施計画(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

●委員

医療費適正化実施計画の「第三者行為求償事務の取組強化」と「柔道整復施術療養費に係る調査」について詳細を伺いたい。

●事務局

「第三者行為求償事務の取組強化」についてですが、交通事故などに代表される第三者行為でけがをされた時は、加害者による補償が原則となっています。

もし、国民健康保険を使った場合、後で加害者に請求することとなりますので、被害者の方から傷病届を提出していただき、後で加害者へ請求することで国民健康保険が負担するのを減らすことができます。

このことから、第三者行為が原因であると思われるレセプトをチェックすることで、医療費適正化を図っております。

また、「柔道整復施術療養費に係る調査」についてですが、市内にもいくつかの施術所がありますが、整骨院などで捻挫や打撲などに対して施術を行う専門家が柔道整復師ですが、その施術で国民健康保険が使えるのは、外傷性の打撲や捻挫などであり、単なる疲労が要因の肩こりなどでは、国民健康保険は使えません。

このことから、施術を受けられた方にアンケートを実施し、適正に行われているかチェックしています。

●委員

はり・きゅう・あんま代わりに使っている方がいると聞きます。

●委員

柔整審査委員などで審査も行っていますが、市の対策強化案をお聞かせください。

●事務局

今後もアンケートを実施し、注意深くチェックを行い、疑義のある案件については、県に積極的に報告していきます。

●議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ありませんか。

●委員

資格の適用適正化とは。

●事務局

国民健康保険から社会保険になる場合など、手続きがいらなと思っている方もいらっしゃいますが、本人の届け出により資格の切り替えを行っています。

実際は、社会保険なのに、国民健康保険の保険証を使って病院を受診すると後から国民健康保険へお金を返していただくこととなります。

国保連合会及び年金機構から年金の加入情報がきますので、それを活用して手続きのもらえないように取り組んでいます。

●委員

外国人の健康保険不正使用をニュースで目にするが、四国中央市の現状は。

●事務局

当市では事例がありません。

(質疑・応答)

●議長

ご意見・ご質問がないようですので、以上で質疑を終わります。

続きまして、「その他」でございますが、事務局から何かありますか。

※次回の開催予定など事務局から説明

委員の皆さまからは、何かございませんか。

●委員

参考までに医療費の伸びをどのくらいみていますか。

●事務局

予算上は、2.65%の伸びを見込んで編成しています。

無いようでしたら、以上をもちまして「平成30年度第2回四国中央市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。